

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	33 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私は、「ねんきん特別便」を見ると、申立期間が空白になっていたため、年金記録を照会したところ、年金事務所で申立期間の国民年金保険料は還付されていると回答された。

申立期間当時の国民年金については、死亡した父親が管理していたため、具体的なことは分からないが、還付金は受け取っていない上、還付する理由もないのに還付とされている年金記録に納付できないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、上記特殊台帳によると、申立人は、昭和48年4月4日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、納付済みであった同年4月から同年6月までの国民年金保険料を還付されていることが確認できる。また、健保厚年被保険者原票照会回答票によると、申立人は、同年7月4日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、オンライン記録において、申立人に係るそれ以前の被用者年金保険の加入記録は見当たらず、申立期間を国民年金に未加入の期間とし、当該期間の保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料還付整理簿は保存されており、申立期間の保険料を還付したことが確認できるが、上記の状況を踏まえると、当該国民年金保険料の還付は誤還付であるものと推認でき、申立期間を保険料納付

済期間として取り扱うことが妥当であるとする。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から同年12月まで  
② 昭和59年2月から61年3月まで

私は、会社を退職後、昭和58年9月から国民年金に加入しており、申立期間①については、同年9月及び59年1月の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、その間の3か月は未納となっている。

また、申立期間②については、国民年金に未加入の期間となっているが、資格喪失届を出した記憶は無く、引き続いて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであるので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿により、申立期間の前後（昭和58年9月及び59年1月）の月欄には「納59.2.7」の押印が確認でき、同一日に国民年金保険料を現年度納付しているにもかかわらず、同様に納付可能な申立期間を未納としたとは考え難いことから、申立人は、申立期間の保険料を同一日に納付したものとみるのが相当である。

一方、申立期間②について、申立人は、国民年金の資格喪失届を提出した記憶は無く、引き続いて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人に係る国民年金被保険者資格喪失日が「喪失申出」の記載と共に昭和59年2月1日と記載され

ていることが確認できる上、申立期間②の月欄には「納不要」の押印が確認できる。

また、申立人が所持している年金手帳にも国民年金の資格喪失日が昭和 59 年 2 月 1 日と記載されており、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、当時の国民年金被保険者台帳の記載とも一致する。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、子供の育児が少し落ち着いた昭和50年頃に義母から国民年金の加入を勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その時に、国民年金保険料の未納期間を教えてもらい、その場で遡って納付し、領収書もらった。領収書は紛失しており、証明するものは無いが、よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付し、長期間にわたり付加保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年4月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人の夫は、同年11月に申立期間を含む48年4月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが特殊台帳で確認できることから、納付意識の高い申立人は、その夫と共に申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月及び同年8月

私は、昭和53年7月末に会社を退職後、国民年金に加入し、同年10月に結婚後も引き続き任意加入し、第3号被保険者となる61年3月まで国民年金保険料を納付した。年金の重要性は理解しており、期間が空くことなく保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和53年8月に厚生年金保険被保険者資格の喪失後、国民年金に加入し、同年10月から任意加入被保険者として加入している上、61年4月に第3号被保険者となるまでの期間について、申立期間を除き国民年金保険料を納付していることが確認できることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、住民票によると、申立人は、昭和55年8月\*日にA市へ住所異動しており、同年9月30日付けで同市における国民年金被保険者名簿が作成されていることが確認できることから、申立期間は現年度納付が可能であり、納付意識の高い申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を270円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②について、申立人のD社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和22年10月1日、同資格喪失日は24年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和22年10月から同年12月までは600円、23年1月及び同年2月は900円、同年3月から同年7月までは2,100円、同年8月及び同年9月は2,700円、同年10月及び同年11月は3,900円、同年12月から24年3月までは5,400円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月2日から同年8月1日まで  
② 昭和22年10月1日から27年4月1日まで

私は、昭和18年10月1日にA社に入社し、21年9月30日まで継続して勤務していたが、年金記録が欠落しており納得できない（申立期間①）。

また、22年10月1日にD社に入社し、27年3月31日まで継続して勤務していたが、年金記録が欠落しており納得できない（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の保管する社員名簿及び職歴から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和21年4月10日に同社から同社C支



店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和21年8月の保険出張所(当時)の記録から270円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当時の資料は、保存期間経過後につき残っておらず不明。」としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、D社における上司や元同僚の氏名及び当時の仕事場所等を具体的に記憶していることから、当該期間頃において、同社で勤務していたことが推認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票において、生年月日の一部は相違するものの、基礎年金番号に統合されていない申立人と氏名が一致する厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日は昭和22年10月1日、資格喪失日は31年10月23日)が確認できる。

一方、当該未統合記録の資格喪失日については昭和31年10月23日と記録されているところ、D社は25年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、記載されている当該資格喪失日は極めて不自然であり、社会保険出張所(当時)の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

なお、申立人がD社を退職したのは、「年度末だった。」と主張しており、その時点において同社で勤務していたと記憶する元同僚のうち、最も早く厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の同資格喪失日は昭和24年5月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の当該事業所における同被保険者資格取得日は昭和22年10月1日、同資格喪失日は24年4月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和22年10月から同年12月までは600円、23年1月及び同年2月は900円、同年3月から同年7月までは2,100円、同年8月及び同年9月は2,700円、同年10月及び同年11月は3,900円、同年12月から24年3月までは5,400円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和24年4月1日から27年4月1日までの期

間については、申立人はD社における退職時期について、「昭和27年かどうか明確には覚えていない。」と供述している上、前述の元同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において同社で勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成14年12月は13万4,000円、15年1月は11万8,000円、同年2月は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月1日から15年3月1日まで

私が保管している給料支払明細書では、A社における申立期間の厚生年金保険料は毎月11,624円控除されているが、ねんきん定期便における保険料納付額は8,501円となっているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料納付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する平成14年12月から15年2月までの分の給料支払明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、14年12月は13万4,000円、15年1月は11万8,000円、同年2月は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会しても回答を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周

辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

私は在職中の会社に昭和43年に入社以来、社名は変わっているが同じ会社に現在まで継続して勤務しているが、申立期間に係る年金記録が空白になっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書、申立人が所持する勤続30年表彰の賞状及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年2月1日から同年8月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を20年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月1日から同年10月頃まで

私は、A社C工場に勤務していたが、昭和20年1月中旬頃空襲により工場が焼けたため、同年2月頃からD市E町にあったF工場へ移ることになった。終戦後の同年10月頃、寮で一緒だったG氏とH氏と一緒に田舎へ帰った（退職）が、F工場に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の同社における同被保険者資格の取得日は昭和18年4月1日、喪失日は20年2月1日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人がA社C工場及び同社F工場に一緒だったと記憶する元上司の同社における資格喪失日は昭和20年8月31日となっている上、申立人と同様、同社C工場から同社F工場へ疎開したと証言している者は「申立人と同社F工場に終戦まで一緒だった。」と証言している。

また、A社に係る被保険者名簿の申立人の氏名が記載された前後のページに記載されている60人のうち、連絡先の判明した22人に照会したところ、10人から回答があり、そのうち5人が「終戦まで勤務した。」と証言しているも

の、当該5人に係る資格喪失日は各々の記憶と相違している上、上記申立人と同じ同社F工場で終戦まで勤務していたと証言している者の同社における資格喪失日は申立人と同日の昭和20年2月1日となっていることを踏まえると、事業主において何らかの事務的過誤があったと考えるのが相当である。

加えて、申立人は、「A社F工場へ移った後も元上司と一緒に遊びに行っていたので、給料は支給されていた。」と供述している上、終戦まで同社で勤務していた複数の元従業員が、「同社は、統制が厳しく、勝手に辞めることはできなかった。空襲を受けた後に退職したような者はいなかったと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年2月1日から同年8月31日までの期間について、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年1月の保険出張所（当時）の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月31日から同年10月頃までの期間については、当該期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員に聴取しても、申立人の勤務実態をうかがわせる証言は得られない上、B社は、「申立期間当時の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年同月は4,500円、同年6月から同年11月までは2,500円、同年12月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から29年1月1日まで

私は、昭和26年4月1日にA社本店に入社し、その後、28年5月からはC支店に異動し、30年10月に退職するまで継続して同行で勤務していたが、国の年金記録では、28年5月1日から29年1月1日までの年金記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における辞令及び給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和28年5月1日にA社本店からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の申立人に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、昭和28年5月は4,500円、同年6月から同年11月までは2,500円、同年12月は4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ



とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和63年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月1日から同年10月1日まで

給与支給明細書を確認すると、厚生年金保険料が昭和63年10月から平成2年9月まで合計24回引かれているが、国の記録では22か月となっている。パートタイマーとして社会保険に加入したのは昭和63年10月からであるが、同年6月から勤務しているため、余分に控除された2か月の保険料を、同年8月及び同年9月分の保険料として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所に昭和63年6月から勤務していたと主張しているところ、申立人から提出された申立期間を含む同年6月以降の給与支給明細書により、申立人が、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の給与支給明細書によると、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和63年10月の給与から厚生年金保険料の控除が開始されていることが確認できるものの、i) オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は平成元年8月に10万4,000円から16万円に引き上げられているところ、同年10月の給与から標準報酬月額16万円に相当する保険料が控除されていることが確認できること、ii) 2年1月に厚生年金保険料率が改定されているところ、同年3月の給与における厚生年金保険料控除額は前月までと同額であるものの、当該料率改定に伴う保険料の差額は、1,640円で

あり、同年4月の給与において、前月分の不足額として1,640円を追加徴収していることから判断すると、当該料率改定に基づく保険料徴収は同年3月分の給与から適用されていることが認められること、iii) 申立人は当該事業所に係る被保険者資格を2年8月21日に喪失しており、申立人の当該事業所における被保険者期間に係る保険料は同年7月までであるところ、同年9月分の給与においても厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料は、給与支給明細書に記載されている支給年月の2か月前の保険料であると認められる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書により確認できる保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年2月18日から同年9月20日までの期間について、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日は20年9月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年2月から同年5月までは40円、同年6月から同年8月までは50円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月18日から同年10月6日まで

私は、昭和20年7月までA社（現在は、C社）B工場に勤務し、同年同月7日に出征し、同年9月30日に復員して、同年10月に出勤したところ、同工場は閉鎖されていた。入隊するとき、会社から、兵隊に行っている間の厚生年金保険料は会社が負担すると言われた。同じ工場の中で一緒に働いていた同僚の資格喪失日は同年10月6日となっており、この日が、工場の閉鎖日と考えられるので、私の記録も同日までに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和20年7月に出征するまでA社B工場に勤務した。」と主張しているところ、オンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人は、17年6月1日にA社B工場において厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者資格を取得し、20年2月18日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、D県が発行した申立人に係る履歴書によると、申立人は、昭和20年7月20日にE隊に入営し、同年9月20日に召集解除されていることが確認できるところ、A社B工場の元同僚二人は、「申立人は出征するまで、同工場に勤務していた。」と証言し、別の元同僚二人は、「当時は、出征する以外の理由で工場を退職することはできなかった。」とそれぞれ証言

していることから、同年2月18日以降も、申立人が同工場に勤務していたことは推認できる。

また、上記の旧台帳によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和20年2月18日となっているところ、抹消線により消されているものの、同年6月の標準報酬月額50円の記載が確認できる上、当時の厚生年金保険法第59条の2においては、19年10月1日から22年5月2日までの期間において被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間について、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除するとともに、その期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、当該旧台帳には、上記の履歴書により確認できる申立人の入営日と一致する「20.7.20」及び「59条の2」の記載が確認できることから、申立人は、20年2月18日以降も、厚生年金保険被保険者資格が継続していたことがうかがえる。

さらに、申立人が軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和21年4月以降の被保険者記録を記載した書換え後の名簿のみ保管されており、申立期間当時の被保険者記録を記載した名簿は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る被保険者記録が適切に管理されていないことが認められ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人の召集が解除された日である昭和20年9月20日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の旧台帳に記載されている標準報酬月額の記録から、昭和20年2月から同年5月までは40円、同年6月から同年8月までは50円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和20年9月20日から同年10月6日までの期間について、申立人は、「復員後、20年10月に出勤したところ、A社B工場は閉鎖されていた。」と供述している上、C社は「申立人に係る資料が無い。」と回答しており、当該期間において申立人が同工場に勤務していたことは確認できない。

このほか、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月25日、同年12月19日及び16年7月29日に支給された賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月25日は41万6,000円、同年12月19日は51万7,000円、16年7月29日は41万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年12月17日、17年7月29日及び同年12月20日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の賞与支給日に係る記録のうち、16年12月20日は同年同月17日に、17年9月28日は同年7月29日に、同年12月28日は同年同月20日にそれぞれ訂正するとともに、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月17日は52万7,000円、17年7月29日は16万6,000円、同年12月20日は31万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年7月29日  
④ 平成16年12月17日  
⑤ 平成17年7月29日  
⑥ 平成17年12月20日

A社において、平成15年から17年までの期間に支給された賞与のうち、15年7月、同年12月及び16年7月分については、標準賞与額の記録が無

い。また、同年 12 月、17 年 7 月及び同年 12 月分については、支給日の記録が実際の支給日とは異なっている上、標準賞与額も支給された賞与に見合った額とは異なっているため、調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び③について、申立人から提出のあった当該期間に係る賞与支払明細書から、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、当該期間に係る賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 25 日は 41 万 6,000 円、同年 12 月 19 日は 51 万 7,000 円、16 年 7 月 29 日は 41 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④、⑤及び⑥について、オンライン記録では、申立人に係る平成 16 年及び 17 年における賞与支給日は、16 年 12 月 20 日、17 年 9 月 28 日及び同年 12 月 28 日と記録されているものの、申立人から提出のあった当該期間に係る賞与支払明細書の記載により、16 年 12 月 20 日は同年 12 月 17 日、17 年 9 月 28 日は同年 7 月 29 日及び同年 12 月 28 日は同年 12 月 20 日に訂正する必要がある。

また、申立人は、当該期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改正又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人から提出のあった当該期間に係る賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 17 日は 52 万 7,000 円、17 年 7 月 29 日は 16 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 31 万 6,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務(訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社（現在は、C社）に入社し、平成11年9月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和40年5月1日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年1月及び同年2月は50万円、同年3月は38万円、同年4月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から同年5月1日まで

申立期間における厚生年金保険被保険者としての標準報酬月額の記録と、給与明細書の厚生年金保険料控除額による標準報酬月額に相違がある。記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年1月及び同年2月は50万円、同年3月は38万円、同年4月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って納付していないことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年8月から15年3月までは15万円、同年4月から同年7月までは16万円、同年8月から21年1月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を21年2月から同年8月までを17万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月5日から21年9月1日まで

私の「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間における標準報酬月額が、当時の報酬額と相違していた。給与明細、源泉徴収票及び預金通帳等を所持しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年8月5日から21年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき、記録訂正が認められる

かを判断することとしている。

申立期間のうち、平成11年8月5日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成11年8月5日から21年2月1日までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書、源泉徴収票、預金通帳、事業主から提出された勤怠支給控除一覧、給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び証明書等において推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間の標準報酬月額については、平成11年8月から15年3月までは15万円、同年4月から同年7月までは16万円、同年8月から21年1月までは15万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与支給明細書等で推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると11万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年2月から同年8月までを17万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から6年4月まで

私は、申立期間をA県B村において住み込みで個人経営の施設に勤務しており、経営状態が思わしくなかったため、十分な給料はもらえなかったが、経営者は国民年金保険料だけは納めておくと言ってくれていた。今は施設も無くなり、経営者も亡くなっているが、保険料をきちんと納めていると言われていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B村に居住していた当時、勤務先の経営者が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、戸籍の附票において、B村に居住していたのは平成7年6月から9年2月までであり、オンライン記録において、当該期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の記録により平成7年6月頃に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、過年度納付することが可能であった期間についても、オンライン記録において過年度納付記録は見当たらず、申立人からも遡って納付したとする主張は無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、勤務先の経営者及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から63年3月まで

A市役所から国民年金に加入するように書類が届き、私は、それまで国民年金に加入しておらず、きちんと加入するように両親にも言われたので、自ら同市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことを記憶している。しかし、記録を確認したところ、最初の1年近くの保険料が未納であることが分かった。両親から何回もきちんと保険料を納付するように言われていたし、家族は未納無く保険料を納めているのに、私だけが未納期間があるとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認され、A市の国民年金収滞納一覧表では、同年4月から同年10月までの保険料を同年10月3日に一括で納付し、以降、口座振替で納付していることが確認できるものの、上記加入時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、同市の国民年金過年度収滞納一覧表及びオンライン記録において、申立期間の過年度納付記録は見当たらず、申立人からも申立期間の保険料を遡って納付したとする主張は無い。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

私は、申立期間当時は両親と同居し、自営業の父の仕事を手伝っていた。経理担当の母親は、私が国民年金に加入した当初から、両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれており、その両親は納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人の両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和59年4月以降は過年度保険料として納付することは可能であるものの、オンライン記録及びA市の過年度収滞納一覧表では、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人及びその母親から遡って保険料を納付したとする主張も無い。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から53年3月まで

20歳になると、A市から国民年金に加入しなければならない旨の書類が送られてきたので、私は、すぐにB地区役所で加入手続きを行い、3か月ごとに郵便局か銀行で国民年金保険料を納付してきた。年金記録を確認したところ、昭和53年4月以降の納付記録しか無かったので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年\*月頃、国民年金の加入手続きを行い、3か月ごとに郵便局か銀行で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない上、当該加入手続きの時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することはできず、51年7月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

また、昭和52年度以前の申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表は作成されていないことから、同市では、それまで国民年金被保険者として管理しておらず、53年度と同収滞納一覧表の異動区分には新規加入を示す「11」と記録されていることから、申立人は、同年度に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、上記加入手続きの状況と符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から57年3月まで

私は、昭和56年5月末に会社を退職した後、A市役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、金額は覚えていないが、毎月、市役所で国民健康保険料と一緒に納付書に現金を添えて納付していた。公共料金や税金は欠かさず納付しており、未納期間があれば、遡って納付していると思うので申立期間に国民年金保険料のみが未納となっていることに納得できない。57年分の確定申告書（写し）を提出するので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年5月末に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、市役所で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、一部の保険料は過年度納付することが可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、申立期間直後の57年4月から58年3月までの保険料を59年3月に過年度納付した記録が確認できるものの、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、申立人が所持する昭和57年分の確定申告書（写し）の社会保険料控除欄には、国民健康保険料額は記載されているものの、国民年金保険料額については記載が無い。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を見て、年金事務所で年金記録の照会を行ったところ、申立期間の付加保険料の納付記録がないことが分かった。

付加保険料は、昭和62年2月末で会社を退職してすぐに、国民年金の加入手続と一緒に付加申出をしており、申立期間の前後の付加保険料を納付しながら、申立期間のみ付加保険料を納付しないとは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年2月末に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続と付加保険料の納付申出を行い、申立期間の付加保険料についても納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月に払い出されている上、オンライン記録によると、申立人は、昭和62年2月から63年3月までの期間及び同年4月から平成元年3月までの期間の保険料を、それぞれ同年3月15日及び同年3月16日に遡って納付していることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、A市のマスターチェックリストによると、申立人は付加保険料の納付申出を平成元年4月5日に行っていることが確認でき、この頃に申立人は付加保険料の納付申出を行ったものと推認できることから、申立人は、申立期間に係る付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年7月まで

私が大学を卒業して個人商店に勤め始めた昭和50年4月頃、母親がA市B支所で国民年金の加入手続を行ってくれ、「4月の国民年金保険料を支払ったよ。」と言っていたことを記憶している。

しかし、記録では、その後、会社勤めをするまでの保険料が未納となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の資格取得欄には、初めて被保険者資格を取得した日として、同年4月26日と記録されていることから、当時、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立期間については、基礎年金番号導入後の平成10年12月に、国民年金被保険者期間として追加処理されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無



く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年3月まで

私は、結婚後、アルバイトの仕事を辞めたため、しばらくは国民年金保険料を納付することができなかった。約1年たった頃に納付書が送付され、母親に納付できないことを話すと、A金融機関まで一緒に付き添ってくれ、保険料を立て替えてくれた。その期間の納付記録が無いことに納付できないので、詳しく調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（平成8年6月）後、約1年たった頃に申立人の母親と金融機関に行き、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立人は、平成9年9月から同年8月以降の国民年金保険料を毎月口座振替により納付し、10年1月23日に9年4月から同年7月までの保険料を一括で納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を過年度納付した記録は見当たらない上、当時の納付書はコンピュータにより作成され、OCR（光学式文字読取機）により納付記録として入力されることから、金融機関で納付された保険料の納付記録が漏れたとも考え難い。

また、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から61年3月まで

申立期間当時、私は学生であったが、20歳になった頃に母親が市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料について、母親が自身の分と一緒に郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃、申立人の母親が市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 平成2年4月1日」と記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 2600

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、昭和47年3月末に会社を退職後、国民年金に入っていなかったもので、50年5月頃にA町役場で国民年金に加入した。その際、申立期間の3年間分は夫が同町役場で自身の未納分と一緒に遡って納付してくれたので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に昭和50年5月頃に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月に払い出されているのに対し、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は同年11月に払い出されていることが確認でき、この時期は、いずれも第2回特例納付の実施時期であるものの、申立人及びその夫は、申立期間についての納付金額等の記憶は無く、具体的な納付状況が不明である上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人の夫は、同年11月29日に特例納付及び過年度納付している記録が確認できるが、申立人については、申立期間直後の同年4月以降の国民年金保険料の納付については確認できるが、申立期間は未納期間と記録されており、申立期間に係る過年度納付及び特例納付の記録は確認できない。

また、A町の国民年金被保険者名簿においても、申立人の夫は昭和43年1月から納付済期間となっているのに対し、申立人の同被保険者名簿では、50年4月から納付済期間となっており、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成2年3月まで

私は、20歳当時、収入も少なく国民年金保険料を払う余裕がなかったので、昭和62年3月までは未納であったが、同年4月から収入も安定したので保険料を納付した。「2年間の保険料を遡って払えますよ。」と、A市役所の職員に言われたが、62年3月までは納付していない。しかし、同年4月から平成9年の結婚までの期間は、欠かすことなく保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の資格入力状況から、平成2年3月頃に払い出されたものと確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、昭和62年4月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、昭和63年2月から平成元年3月までは過年度納付によることとなるが、申立人から遡って保険料を納付したとする主張は無い上、同年4月から2年3月までは現年度納付が可能なものの、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表において、平成元年度の保険料が現年度納付された記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 2602 (事案 2029 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年10月までの期間及び63年3月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から62年10月まで  
② 昭和63年3月から平成元年2月まで

昭和61年に会社を退職後、母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月、納付組織の当番に国民年金保険料を納めてくれていた。当時は、保険料を納めないと役場の職員が来るほど強制的に集金されていたにもかかわらず、父の記録だけが全て納付済みで、私の記録が未納とされていることに納得できないので、再申立てを行った。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年11月に払い出されていることから、この時点において、申立期間の一部については時効であること、ii)申立期間のうち、昭和63年10月以降については過年度納付が可能であるものの、当時のA郡B町の納付組織による集金では、国庫金となる過年度保険料は収納できなかったことなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年1月17日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料及び事情は無いものの、当該通知された内容に納得できないとの主張により再申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私が大学生だった平成3年4月に、国民年金の制度が変わり、20歳以上の者は学生であっても国民年金に強制加入となったため、住民票のある地元の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月の国民年金制度の改正に伴い、申立人の両親が学生だった申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人に係るA県B市の国民年金被保険者台帳によると、同台帳は平成3年5月14日に作成されたことが確認でき、申立人の両親は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるものの、上記の国民年金被保険者台帳において、申立期間を現年度納付した記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、平成6年2月10日付けで申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該日において、申立期間のうち、時効となっていない4年1月から同年3月までに未納期間があったものと推認される上、申立期間を過年度納付した記録も見当たらない。

さらに、申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成2年3月まで  
② 平成2年5月から同年7月まで

私は、昭和55年3月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付は、妻が毎月、金融機関で納付しており、申立期間の未納通知を受け取った記憶もない。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が毎月、金融機関で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、昭和62年12月\*日にA市からB市に転居していることが住民票により確認できることから、63年1月に国民年金不在被保険者として取り扱われていることがオンライン記録により確認でき、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金に係る住所変更届は、平成2年7月6日に行われていることが確認できることから、申立人は、A市を転出後、当該日まで国民年金の住所変更届を行っていなかったものと推認され、この間、B市では、国民年金被保険者として管理していなかったことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記住所変更届の時点において、申立期間①のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和63年6月以降の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間②について、平成2年度に係るB市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間直前の平成2年4月の国民年金保険料を同年8月に納付書により納付し、申立期間以降の同年8月から同年12月までの保険料を、同年9月から毎月、集金人に納付していることが確認できるものの、申立期間を現年度納付した記録は見当たらず、申立人の妻からも、申立期間の納付に関する具体的な供述は得られない。

加えて、申立人及びその妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの期間及び19年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から3年3月まで  
② 平成19年3月

申立期間①については、私は、当時学生であり、20歳になった平成元年\*月に、母親が国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により銀行で国民年金保険料を納付してくれていた。年金手帳は学生のと時から持っていたので保険料を納付したはずである。

また、申立期間②については、納付書のコピーを添付する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が20歳になった平成元年\*月に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書により銀行で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人については、同年4月の分から保険料を納付書により納付開始していることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

なお、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したとして提出している納付書兼領収書は、平成19年3月28日付けでB県C会D事務所が発行した厚生年金保険及び健康保険の個人負担分の納付書兼領

収書である上、申立人は同年3月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入期間である。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私の妻は、結婚(昭和36年1月)後、少したってから国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、A市役所に支払いに行っていた。

妻が60歳になり、年金受給の手続のために市役所に行った際、保険料の未納期間があることを知らされ、「確かに未納無く、掛けていたのに。」と怒っていた。本人が亡くなっているため、詳しいことは分からないが、よく調べて、記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻(昭和36年1月)後に国民年金に加入し、市役所で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日により昭和39年12月頃に払い出されたことが推認でき、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認されることから、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた上記の時点(昭和39年12月頃)では、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において申立期間を過年度納付した記録は見当たらない上、A市の国民年金被保険者カードの検認記録において、申立人は、申立期間直後の昭和38年1月から40年3月までの保険料を、同年4月以降、複数回に分けて過年度納付している記録

が確認できるものの、申立期間については斜線が引かれており、過年度納付したとする記録は見当たらない。

なお、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人の夫は、この頃に加入手続を行ったものと推認される上、A市の国民年金被保険者カードの検認記録によると、申立期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年12月まで

私が20歳となる前日である昭和50年\*月\*日に、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、両親が納付してくれていた。年金手帳にも上記の年月日が記載されており、未納は考え難く、申立期間の保険料は納付されているはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳となる前日である昭和50年\*月\*日に、申立人の母親がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の両親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、上記の国民年金の加入時点で納付可能な53年1月から54年3月までの保険料については過年度納付していることが当時の国民年金被保険者台帳により確認できるものの、申立期間については既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。



なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持する年金手帳の被保険者となった日欄に昭和 50 年\*月\*日と記載されていることを挙げているが、当該日の記載は保険料納付の事実を示すものではなく、申立人が 20 歳になることに伴い、その前日が申立人の国民年金被保険者としての資格取得日を示すものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 42 年 6 月まで

申立期間はA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等を詳細に記憶しており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答している上、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、所在の確認できた 24 人に対し照会したところ、16 人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務状況を証言できる同僚も見当たらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月29日から24年11月1日まで  
② 昭和25年4月30日から26年9月1日まで  
③ 昭和30年6月1日から31年8月1日まで  
④ 昭和36年2月10日から同年8月16日まで

昭和20年8月29日にA社に入社し、27年3月頃までB職として勤務していたが、20年8月29日から24年11月1日までの期間及び25年4月30日から26年9月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①及び②)。

昭和27年5月2日からC社に勤め、その後、D社に社名変更したが、昭和36年2月までB職として働いていた。しかし、30年6月1日から31年8月1日までの年金記録が無い(申立期間③)。

また、E社F営業所にB職として勤務した昭和36年2月10日から同年8月16日までの年金記録が欠落している(申立期間④)。

上記の申立期間①、②、③及び④の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員4人に照会したが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人が当該期間において当該事業所で勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、「A社でB職をしていた。」と供述しているところ、同社の元従業員の一人は、「同社には、常時B職をしている者はおらず、秋

から春先までの繁忙期のみ臨時的にB職が雇用されていた。」と証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和24年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む6人のうち4人が25年5月末までに同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間③については、D社における元従業員の一人は、「申立人は、C社で勤務していたが、時期は分からない。」と証言しており、申立人が、申立期間③において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、D社は既に廃業しており、同社の元事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

- 3 申立期間④については、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間④のうち、昭和36年4月23日から同年8月16日までE社で勤務していたことが確認できる。

しかし、E社の複数の元従業員は、「当社では、採用後、3か月以上の試用期間があり、その間は、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と証言している。

さらに、E社の後継会社であるG社は、「当時の関係資料は保存していないため、申立人の申立期間④における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

- 4 このほか、申立期間①、②、③及び④について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 15 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月中旬に A 社に入社し、33 年 10 月 1 日までの 2 年 8 か月の期間継続して勤務していたが、31 年 2 月 15 日から同年 4 月 1 日までの期間及び 32 年 9 月 1 日から 33 年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

また、昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 3 月 31 日までの期間は、B 市 C 町の「D」において継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 社に入社した昭和 31 年 2 月 15 日から、同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間である。

さらに、A 社の元事業主の妻は、「元事業主は既に死亡しており、申立期間当時の資料も保管していない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、整理番号\*番から\*番までのうち、住所が判明した元従業員 25 人に照会したところ 12 人から回答があったが、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除等を確認できる具体的な回答を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、「A社には昭和33年10月1日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が32年9月1日となっており、同日から33年10月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と主張している。

しかしながら、前述のA社の元事業主の妻及び元従業員から、申立人の申立期間②に係る勤務期間等について具体的な回答を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和32年9月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、同日に健康保険被保険者証を返納したことを意味する「返」の記載が確認できる。

申立期間③について、申立人は、「昭和33年10月1日から34年3月31日までの期間は、B市C町の「D」で、継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、「D」の事業主であるE社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年12月2日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

さらに、E社は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答している上、申立人は、申立期間当時の上司、同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から平成 2 年 6 月 1 日まで

私は、A市の中央体育館の近くにあるB社に兄の紹介で入社し、申立期間において、C業務をしていた。申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況等について詳細に記憶していることから、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D事務センターは、「適用事業所名簿を検索した結果、B社が厚生年金保険の適用事業所となった事実は確認できない。」と回答している。

また、B社の事業主に、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について照会を行ったが回答を得ることができない上、公共職業安定所は、「申立人について申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人の父親に係る健康保険被保険者記録によると、申立人は昭和 46 年 10 月 15 日から平成 2 年 6 月 19 日までの間、申立人の父親の健康保険被扶養者になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月頃から同年 9 月頃まで  
② 昭和 41 年 9 月頃から同年 12 月頃まで

私は、申立期間①については、A社（現在は、B社）C工場においてD職としてE製品の製造ラインで勤務し、正社員採用試験に失敗して退職した。

申立期間②については、F社（現在は、G社）H工場においてI製品の製造ラインに配属され勤務した。

どちらも厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人は、「A社C工場に勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「当時の資料の所在が不明で申立人の状況は分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、「D職として勤務し、正社員採用試験に失敗して退職した。」と供述しているところ、申立期間①において、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の確認できた元従業員9人に照会し、そのうちの一人から回答を得たところ、「申立人のことは記憶していないが、当時、D職は厚生年金保険に加入できなかった。私もD職として勤務した期間は厚生年金保険に加入していない。後に正社員に採用され厚生年金保険に加入できた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間内である昭和 38 年 8 月 14 日から同年同月 24 日までの期間について、J社K工場に係る厚生



年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がF社H工場で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、G社は、「当時の資料が残っていないので申立人の状況は不明。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間②において、F社H工場に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の確認できた元従業員7人に照会し、3人から回答を得たところ、そのうちの一人は申立人を記憶しているものの、申立期間②における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、オンライン記録によると、F社H工場は、昭和41年9月27日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるところ、同社同工場に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 10 月 25 日まで  
② 昭和 18 年 10 月 25 日から 19 年 10 月 1 日まで

私は、夜間中学に通学しながらA社（現在は、B社が承継）C支店に勤務した。A社の事業は、D社（現在は、E社）に引き継がれ、私も同社に移り、そのまま勤務した。労働者年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を回復してほしい。かつて、「労働者年金保険証書」というものを所持していたが、年金の手続の際に社会保険事務所（当時）で没収されたので、手元には無い。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、「夜間中学に通いながら、A社C支店に勤務した。」と主張している。

しかしながら、B社は、「A社は、昭和 18 年に休業し、戦後、再発足した。資料が無いので、申立人の勤務実態は分からない。」と回答している上、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、所在が確認できた一人に、申立人の勤務実態等について照会したところ、「申立人に記憶は無い。」と供述しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び労働者年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得（保険料控除は同年 10 月から）しており、厚生年金保険法が施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより新たに被保険者となったことを表す「○改」の押印が確認できるところ、A社C支店に係る被保険者名簿の最初に記

載されている5人の厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、当該5人の資格取得日は、いずれも昭和19年6月1日であり、「○改」の押印が確認できることから、それまでの期間、同社は労働者年金保険の適用を受けておらず、同日に、厚生年金保険の適用を受けたものと推認できる。

- 2 申立期間②について、D社の元同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E社は、「申立人の勤務実態は分からない。」と回答しており、申立期間②における申立人の勤務実態及び労働者年金保険の加入状況について確認することができない。

また、昭和17年6月施行の労働者年金保険法では、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、肉体労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者になるとされていたが、申立人の当時の職務について、元同僚は、「仕事の中身はいろいろで、いわば、雑用係だったと思う。」と供述しているところ、D社に係る被保険者名簿の最初に記載されている10人の旧台帳によると、当該10人の資格取得日は、いずれも昭和19年6月1日であり、それまでの期間、同社は労働者年金保険の適用を受けておらず、同日に、厚生年金保険の適用を受けたものと推認できる。

なお、申立人が提出した年金手帳の「はじめて被保険者となった日」の欄及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票の「最初ノ資格取得年月日」欄に、「昭和18年10月25日」との記載が確認できるものの、D社に係る被保険者名簿によると、申立人の資格取得日が一旦「18.10.25」と書かれた後、「19.6.1」と訂正されていることが確認できることから、年金手帳等に資格取得日を記載する際に、健康保険の資格取得日である「18.10.25」の日付を記入したものと考えられる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から労働者年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 19 年 10 月まで

申立人は、昭和 15 年から 20 年 8 月まで、A 社の現場で B 部品を作っていたが、申立期間の年金記録が無いので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものを子が引き継いだものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学校を卒業後、A 社で B 部品を作っていたが申立期間の年金記録が無い。」と主張している。

しかし、申立期間は、工場、鉱山等で就労する男子肉体労働者を適用対象とする労働者年金保険法（昭和 17 年 1 月 1 日に施行）の適用期間であるが、A 社は既に解散している上、申立人も死亡しており、申立人の申立期間における業務内容及び労働者年金保険の加入状況を確認することができない。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に「改」の押印とともに資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日である記載が確認でき、申立人の前後 105 人について調査したところ、同様の押印及び記載が確認できる上、C 事務センターは、「改の押印は、昭和 19 年 6 月 1 日の厚生年金保険法の施行により、それ以前から働いていた肉体労働者以外の者が被保険者になったことを意味している。」と回答しており、申立人は、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者（ただし、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月 1 日から）として資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3983 (事案 691 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月から23年10月まで

私は、昭和21年7月に外地から復員し、父の勧めでA団体のB職として勤務し、23年10月頃、父がC団体を結成したのを契機に同団体を退職した。D団体E本部は、私の「B職履歴書」を保管していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

今回の申立てに際して新たな資料は無いが、当時のA団体といえば大きな組織であり、勤務していれば、当然、厚生年金保険に加入していたはずである。A団体の解散や合併の繰り返しがあったことが私の記録が無い原因であり、その責任は、A団体にあると思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立期間当時にA団体(現在は、D団体E本部)F支部で勤務していた元従業員二人は、「申立人のことは覚えていない。当時、B職という役職があった記憶は無い。」としており、申立人の勤務状況が明確でないこと、ii) D団体E本部が保管する、A団体に係る資料の中に、表紙に「B職履歴書」と記載された綴りがあり、この中に申立人の履歴書があることが確認できるものの、当該履歴書にはA団体で勤務していたことを示す記載は無い上、同本部担当者は、「履歴書の保管状況及び記載内容から判断すると、当該履歴書が申立人のA団体での在職を証明するものであるとは断定できない上、ほかにB職に関する資料が無く、その職務内容についても不明である。」としていること、iii) 申立期間当時のA団体F支部における厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番になっており、欠番も

無く、記録に不自然さはいかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A団体は大きな組織であり、同団体が厚生年金保険の適用事業所となっているのであれば、当然、自分も加入していたはずである。私の年金記録が確認できないのは、同団体の解散や合併が繰り返されたことにより短期勤務者の記録が消されたことが原因であり、その責任は同団体にある。」と主張して再申立てを行っている。

しかしながら、申立人から新たな関連資料及び周辺事情の提示は無い上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から33年8月1日まで

私は、昭和28年1月から49年2月まで、A社でB職として勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

途中で辞めたり、休職したこともないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員及び申立人が記憶する元同僚計20人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、昭和32年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、33年8月1日に資格喪失時とは別の記号番号で同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、A社は、「当時は、C業や他のD業へ転職する者が多かった。申立人が、当社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、当社で同資格を再取得しているのであれば、一旦転職した後、再度当社に戻ってきた可能性もある。仮に、申立人が申立期間に当社で勤務していたとしても、同資格が無いのであれば、厚生年金保険料を控除していなかったと思われる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで  
昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 1 月末頃まで A 社(現在は、B 社)に勤務し、事務等の仕事をしていたにもかかわらず、同期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社が発行した申立人に係る退職所得の源泉徴収票によると、申立人の同社への就職年月日が 1969 年(昭和 44 年) 5 月 1 日と記載されている上、A 社の元同僚は、同年同月から申立人が A 社で勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において B 社が運営する A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、「当時の関係資料が無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除は不明である。また、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から同保険料を控除することはない。」と回答している上、A 社の申立期間当時の事務長及び事務担当者からは証言を得ることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について聴取できない。

また、昭和 42 年から 44 年頃まで A 社で勤務していた元同僚が同時期に勤務していたとして氏名を挙げた元従業員について、オンライン記録及び当該期間における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、当該元従業員に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで A 社 B 部に所属し、その間、他社に継続して派遣され、各種の技術的な専門業務に従事していた。

ところが、国の年金記録では、A 社での厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健保記号番号順索引簿により、昭和 43 年 1 月 8 日から 44 年 12 月 10 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した 15 人に照会したところ、回答があった 8 人全員が申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、申立人が唯一記憶する A 社の元同僚は、同社において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A 社は、「当時の関連資料は無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

加えて、A 社に係る健保記号番号順索引簿によると、申立期間を含む昭和 43 年 1 月 8 日から 44 年 12 月 10 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している 24 人に欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 8 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月から平成 14 年 10 月 21 日まで A 社に継続して勤務し、平成 6 年 6 月 1 日から 8 年 5 月 1 日の期間は、B 社と両事業所に在籍し、給与の支払を受けていたが、申立期間における A 社の標準報酬月額の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社及び A 社から提出のあった平成 6 年から 8 年の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間について、B 社から標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されているものの、A 社では保険料が控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった給与明細書、B 社及び A 社から提出のあった賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、60 歳で定年再雇用となった申立期間当時の標準報酬月額が低くなっているが、源泉徴収票に記載されている年収と比較すると、標準報酬月額が少なすぎると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は「源泉徴収票の年収と比較すると、申立期間の標準報酬月額が低くなっているのはおかしい。」と主張しており、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は 47 万円と記録されているところ、申立人から提出された平成 14 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる支払金額 (880 万 1,806 円) を 12 か月で除した場合、1 か月当たりの金額は 73 万 3,000 円程度となることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、平成 14 年 6 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から提出された上記の平成 14 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額 (94 万 7,807 円) は、オンライン記録の標準報酬月額により算出される社会保険料の金額とおおむね一致する。

また、申立期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、事業所から提出された申立人に係る平成 15 年分賃金台帳により、オンライン記録の標準報酬月額 (47 万円) に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所が加入する A 健康保険組合の記録によると、申立期間の申立人の標準報酬月額は 47 万円であることが確認でき、オンライン記録と一

致する。

加えて、当該事業所によると「申立人は、平成14年\*月末に定年となり、継続雇用のため、規定に基づき一旦給料は下がったが、本人の勤務状況から、次年度の見直しの際に増額改定となった。」と回答している上、当該事業所が保管する申立人に係る「2002年\*月からの給与明細」（14年\*月から15年\*月までの年俸額及び月額給与を記載）によると、月額給与額は43万4,820円と記載されており、このほかに支給されたと思われる手当（通勤手当、調整手当等）の支給を考慮しても、申立人が主張する報酬月額が支給されていたとは考え難いところ、上記の平成15年分賃金台帳によると、同年6月支給の給与から申立人の基本給が大幅に増額（同年5月までは43万4,820円、同年6月以降は66万6,615円）されていることが確認できることから、定年再雇用に基づく給与額の変更に伴い14年\*月から同年5月までの\*か月間の給与支給額に基づき、申立期間の始期である同年6月に申立人に係る被保険者報酬月額変更届が行われ、その後、15年6月の昇給に伴い同年6月から同年8月までの3か月間の給与支給額に基づき、申立期間直後の同年9月に申立人に係る被保険者報酬月額変更届を届け出たことが考えられる。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月 4 日から 59 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 2 月 26 日まで

私が勤務していたA社及びB社（現在は、C社）における申立期間①及び②の標準報酬月額が大幅（約 10 万円）に少ない記録となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社における申立期間の標準報酬月額が大幅に少ない記録となっている。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者資格を有する申立人の前後 30 人の元同僚に対し照会したところ、11 人から回答があったものの、申立人の給与から保険料の控除について証言を得ることができない上、このうち3人は、「自身の標準報酬月額は当時支給されていた給与に比して不自然ではない。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた上司及び同僚二人の標準報酬月額を申立人と比較しても不自然さは無い上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記載は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

申立期間②について、申立人は、「B社においても標準報酬月額が大幅に少ない。」と主張している。



しかしながらC社は、「当時の資料が保管されていないため、不明である。」と回答しており、申立人の主張する標準報酬月額の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、B社における申立人とほぼ同時期に資格を取得した申立人を含む元同僚 29 人の標準報酬月額をみても、不自然さは見当たらない上、厚生年金基金の記録もオンライン記録と同じ 18 万円であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 12 月 1 日にA施設に採用され、63 年 4 月 1 日付けでB施設に異動した。

しかし、国の年金記録では、昭和 63 年 4 月 1 日にA施設で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 5 月 1 日にB施設で同資格を再取得したことになっており、申立期間の 1 か月欠落しているため記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA施設が作成した職員履歴カード及び同施設の複数の元同僚の証言から、申立人が昭和 63 年 4 月 1 日付けで同施設からB施設に異動し、その後も継続して勤務していることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B施設が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 5 月 1 日であり、申立期間は、同事業所が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和 63 年 4 月 1 日にA施設で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同施設が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、同年 5 月 1 日にB施設で同資格を取得していることが確認できる。

さらに、A施設は、「B施設が厚生年金保険の適用事業所となる前は、同施設の職員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、申立人から提出されたB施設に係る給与支給調書によると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から29年9月1日まで

私は、A社を退職後、昭和33年1月27日に脱退手当金が支給されていることを年金請求時に初めて知ったが、請求手続を行った記憶も無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、「給付種類 脱退手当金」、「資格期間 72」、「支給金額 6,250 円」、「支給年月日 33.1.27」と記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、上記の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和23年5月31日に脱退手当金が支給された記載が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 29 日まで  
② 昭和 42 年 8 月 29 日から同年 10 月頃まで

私は、A社を退職後に脱退手当金を受け取った記憶は無い(申立期間①)。

また、同社には、昭和 42 年 10 月頃まで勤めていたので調査してほしい(申立期間②)。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立期間①に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名、押印、当時住んでいたと述べている申立人の実家の住所及び「昭和 43 年 12 月 26 日受付、B 社会保険事務所」の印が確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間①に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 2 申立期間②については、申立人は、「昭和 42 年 10 月頃までA社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、

申立期間②当時の事業主も既に死亡しており、同社の取締役であった事業主の妻は、「事務は事業主が行っていたが、資料も廃棄し何も残っておらず当時の状況は不明。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、脱退手当金裁定並支出伺及び厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票によれば、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、いずれも昭和42年8月29日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 6 日から 37 年 6 月 7 日まで  
② 昭和 37 年 5 月 29 日から 38 年 8 月 3 日まで

私は、昭和 35 年 12 月 6 日から 38 年 8 月 3 日までの期間、A社及びB社で勤務したが、当該期間に係る脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、受給したことになることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年11月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3994

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 5 日から 37 年 7 月 3 日まで

私は、A社に係る脱退手当金の受給は認めるが、B社に係る申立期間の脱退手当金については受給した記憶が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人には記録上、未請求となっている申立期間後の厚生年金保険被保険者期間があるものの、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間と申立人が脱退手当金の受給を認めているA社の期間の被保険者期間を通算して算出された脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、上記事業所に係る被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から 34 年 12 月 30 日まで  
② 昭和 35 年 2 月 4 日から 37 年 3 月 25 日まで  
③ 昭和 37 年 3 月 26 日から 44 年 1 月 23 日まで

昭和 33 年 3 月 17 日から 34 年 12 月 30 日までの期間勤務したA社の 21 か月、35年2月4日から37年3月25日までの期間勤務したB社の 25 か月、同年3月26日から44年1月23日までの期間勤務したC社の 82 か月について、脱退手当金が支給されたこととなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、備考欄には「44. 10. 29」との記載があることから、この頃に氏名変更の処理が行われたと考えられ、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金が昭和 44 年 10 月 31 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月1日まで

私の夫は、A社B工場（現在は、A社）に昭和18年から20年まで勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、昭和18年4月1日から20年9月1日までの間、A社B工場で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和17年6月1日から20年8月25日までの期間に厚生年金保険被保険者記録を有し、連絡先が判明した30人に照会したところ、15人から回答があったが、全員が「申立人についての記憶は無い。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社によると、「当社が保管している申立期間当時の入社日、退職日を整理した台帳、及び健康保険組合被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は見当たらない、2年5か月勤務したとする従業員の記録が無いことはありえない。」と回答している。

さらに、オンライン記録及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 6 月 9 日まで  
② 昭和 43 年 6 月 11 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、家庭の事情で、昭和 46 年 2 月に A 事業所（現在は、B 事業所）を退職した。しかし、退職後に、脱退手当金を受け取った記憶が無い。詳しく調査の上、記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から 12 年 8 月 31 日まで

私は、平成 6 年 6 月 1 日から 12 年 8 月 31 日まで、A 社で勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社における元同僚二人及び現在の取締役の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、平成 9 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち同日から 12 年 8 月 31 日までの期間については、同社が適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社は、「当時の関連資料が保存されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除は不明である。」と回答している。

さらに、A 社における元同僚に照会しても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 13 日から 47 年 2 月 1 日まで

私は昭和 46 年 5 月 13 日から A 社 B 支店に正社員として勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が 47 年 2 月 1 日になっており、9 か月間の年金記録が欠落している。申立期間中に同社の教育の一環として C 機械の技術講習を受けたときの修了証により、同社で勤務したことは証明できると思うので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された C 機械の技術講習に係る修了証によると、申立人が申立期間中の昭和 46 年 10 月 11 日から同月 16 日までの期間、当該講習を受講していることが確認できる上、当該修了証には、申立人の肩書として、A 社 B 支店と記載が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した 47 年 2 月 1 日より前から、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表者は連絡先不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A 社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる元従業員のうち 9 人に照会したところ、回答があった 5 人のうち 1 人が申立人を記憶していたものの、「申立人の勤務期間は分からない。」と供述しており、申立人の入社時期を特定できる証言が得られない。

さらに、A 社の元従業員のうちの二人（このうちの一人は申立人と同日の昭和 47 年 2 月 1 日に資格取得）が、「自身の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違する。」と供述している上、同社の元役員は、「社会保険は全

員加入が基本であったが、当時は入退社が結構多かった時期であり、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続は行われなかった。入社と同時に厚生年金保険に加入させることはなかった。」と供述している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人のA社に係る同保険の資格取得日は47年2月1日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年4月1日まで

私は、昭和20年8月に復員し、実家の事業の関係で同年10月1日から25年9月21日までA事業所B出張所及びC事業所（A事業所の組織職変更後の事業所）に継続勤務したが、そのうちの20年10月1日から21年4月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所が交付した昭和20年10月1日付けでB出張所のD職に任命された旨の任命書を所持している。

しかしながら、A事業所及びC事業所の監督官庁であるE課及び同事業所の民営化後の事業所であるF社とともに、A事業所及びC事業所に係る記録及び資料を保管していないため、申立人の申立期間に係るA事業所B出張所における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、A事業所B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員二人に照会したものの、回答を得ることができない上、申立人が、A事業所B出張所において、「自身より前から勤務していたと思う。」と供述している元同僚の同事業所同出張所における被保険者資格取得日は、昭和22年7月1日であることが確認できる。

さらに、G地域のA事業所において、厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員11人に照会し、7人から回答を得たところ、そのうちの一人は、「私は、昭和20年10月頃にA事業所の職員となったが、厚生年金保険被保険者期間は21年4月1日からである。」と供述していることか



ら、当該事業所では、当時、全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 7 月 29 日から同年 8 月 6 日まで  
③ 昭和 48 年 10 月 7 日から 49 年 2 月 1 日まで

A職は必ず引き抜きで次々と転職するため、3か月も仕事をせずにいるはずがない。私の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「昭和 46 年 7 月 1 日にB事業所に転職するまで、C事業所に勤務していた。」と主張しており、C事業所の元職員のうち一人が、「申立人は、D学校に通いながら、C事業所に勤務していた。」と証言しているところ、同校が発行した証明書によると、申立人は申立期間①中の同年 4 月 15 日に同校に入学していることが確認できる。

しかしながら、C事業所では、「申立期間①当時の所長は既に死亡しており、平成 2 年以前の資料は保管していないため、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人が申立期間①の途中から通学していたD学校においても、「在籍期間中に勤務していた事業所の名称や在職期間までは分からない。」と回答している上、申立期間①当時のC事業所の事務担当者は、「申立人を覚えていない。保険料控除については覚えていないので分からないが、資格喪失後の給料から、厚生年金保険料を控除していたとは思えない。」と証言しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立期間①当時にC事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元職員のうち連絡先の判明した 9 人に照会したところ、回答のあった 8 人全員が、「私の厚生年金保険の記録は正しい。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のC事業所における離職日は、

昭和 46 年 3 月 30 日となっており、厚生年金保険の記録と一致する。

加えて、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格喪失日は昭和 46 年 3 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、遡って資格喪失日の訂正が行われた不自然な形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 48 年 8 月 6 日に E 事業所に転職するまで、B 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 事業所は、平成元年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主は連絡先不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間②当時に B 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元職員のうち連絡先の判明した 6 人に照会したところ、回答のあった 4 人に申立人の退職日を覚えている者はおらず、申立人の申立期間②における勤務状況に関する証言が得られない。

さらに、B 事業所に係る被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 48 年 7 月 29 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、遡って資格喪失日の訂正が行われた不自然な形跡は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和 49 年 2 月 1 日に F 事業所に転職するまで、E 事業所に勤務していた。」と主張しており、E 事業所の元職員二人が、申立期間③当時、申立人が勤務していた旨証言している。

しかしながら、E 事業所は、「当時の資料は廃棄されている。当時の事務担当者は退職しているため不明である。」と回答している上、複数の元職員が記憶する申立期間③当時の事務担当者は既に死亡しているため、聞き取り調査をすることができないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人の E 事業所における離職日は、昭和 48 年 10 月 6 日となっており、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、E 事業所に係る被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 48 年 10 月 7 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、遡って資格喪失日の訂正が行われた不自然な形跡は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4002

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日に A 市 B 局 C 課に採用され、40 年 12 月 31 日まで勤務したが、その間の年金記録が無い。昨年、同市 D 局 E 部 F 課に尋ねたところ、勤務している記録はあるが、在籍期間は分からないとの回答を得た。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 4 月 1 日に A 市 B 局 C 課に採用され、40 年 12 月 31 日まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、同市 D 局 E 部 F 課から提出された臨時筆生雇用調書によると、申立人は、39 年 6 月 1 日から 40 年 7 月 31 日まで同市 B 局 C 課で G 業務として雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間において、A 市 B 局が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、オンライン記録によると、同市 D 局 E 部 F 課が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 8 年 5 月 1 日（当時は、同市 B 局 F 課）であり、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間であることが確認できる上、当該事業所は、「申立人に係る書類については、臨時筆生雇用調書以外は保存期限が経過しているため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は申立期間当時の同僚の名前を記憶しているが、姓のみの記憶であるため、同僚などに聞き取り調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月1日から同年6月26日まで  
② 昭和23年11月14日から25年10月24日まで

私は、A社とB社に係る脱退手当金について請求手続をした覚えが無く、受け取った記憶も無いのに支給されている記録に納得できない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和26年3月27日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)にも脱退手当金が支給された旨の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度が創設(昭和36年)される前であり、当該事業所を退職後、昭和35年10月1日まで公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 22 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 1 月 5 日から 37 年 3 月 1 日まで

年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。年金記録の訂正を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 49 人について調査したところ、昭和 32 年から 41 年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者が 27 人確認でき、そのうち申立事業所を最終事業所として同手当金の支給決定記録のある 18 人のうち 14 人が同資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、A社は、「当社は、従業員に対し脱退手当金の説明を行い、同手当金を希望する従業員については代理請求による申請を行っており、受給については、本人が直接社会保険事務所（当時）に出頭するよう指示していた。」と回答していることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「37. 5. 17 回答済」の押印を確認することができるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 6 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月9日から62年10月1日まで

私は、A社で昭和61年10月9日から勤務しており、厚生年金保険の加入記録が62年10月1日からになっていることに納得できない。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の元同僚は、「申立人は申立期間にA社で勤務していた。」と証言している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和62年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間については適用事業所となる前の期間であり、元同僚の一人は、「私は、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務しており、厚生年金保険の加入記録は同社が適用事業所になった日からであるが、申立人の保険料控除については分からない。」と証言し、別の元同僚は、「私は昭和62年6月1日のA社入社と同時に厚生年金保険の記録がある。申立人の厚生年金保険料の控除については分からない。」と証言している。

また、元事業主は、「会社は平成9年12月に倒産しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除に係る資料も無く不明である。また、適用事業所になる前は厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している。

さらに、申立人の雇用保険受給資格者証の記録によると、申立人は、昭和61年10月14日に基本手当の受給資格決定が行われ、所定給付日数は300日、受給期間満了年月日は62年10月8日と決定されており、減額されずに満額受給し、同年10月1日に就職決定の記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4006

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 21 日まで  
② 平成 16 年 8 月 10 日  
③ 平成 16 年 12 月 15 日  
④ 平成 17 年 8 月 10 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 17 日  
⑥ 平成 18 年 8 月 11 日  
⑦ 平成 18 年 12 月 16 日  
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日  
⑨ 平成 19 年 12 月 16 日  
⑩ 平成 20 年 8 月 10 日  
⑪ 平成 20 年 12 月 16 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に受け取っていた報酬額及び賞与額と厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額の記録に相違がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書、A社から提出された賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、当該期間における事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正のあっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑪までについて、申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出された寸志簿及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、当該期間の寸志という名の賞与に係る厚生年金保険料は源泉控除されていないことが確認できる上、ほかに申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑪までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4007

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A事業所に、産休職員の代替勤務に2回行ったと記憶している。2回ともB室でC業務を担当し、勤務時間等の雇用形態は同じだったと思う。ねんきん特別便では、勤務実績が1回目しか記録されていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に産休職員の代替勤務に2回行った。」と主張している。

また、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において、昭和57年9月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月29日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間の被保険者記録は確認できないところ、申立人が提出した59年頃作成したと思われる履歴書の下書きによると、上記の被保険者期間に加え、申立期間に当該事業所に勤務したことが記載されている上、申立人が記憶する元同僚二人が、「申立人が当該事業所において2回勤務していた。」とそれぞれ証言していることから、申立人が当該事業所に2回勤務したことは推認できる。

しかしながら、A事業所では、「関係文書の保存が無く、厚生年金保険の届出や保険料控除等については不明である。申立人が、産休職員の代替として2回勤務したにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の記録が無い理由は不明であるが、厚生年金保険に加入しない者の給与から保険料控除することは無く、仮に保険料控除していれば、会計が合わなくなるので、そのときに判明するはずである。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、申立人がA事業所に勤務していた当時に通院していたとする診療所で

は、「申立期間当時の資料は保管しておらず分らない。」と回答している上、申立人の夫が加入するD健康保険組合においても、「申立期間当時、申立人が申立人の夫の被扶養者となっていたか否かについては、当時の資料が無いため確認できない。」と回答しており、申立人が申立期間当時加入していた健康保険について確認できない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 57 年 9 月 7 日にA事業所において資格を取得し、同年 12 月 28 日に離職していることが確認できるものの、申立期間に係る申立人の被保険者記録は見当たらず、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 7 日から 38 年 5 月 16 日まで  
脱退手当金を受給したことになっているが受給した記憶が無いので調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 40 年 9 月 15 日に変更処理が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 10 月 7 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、昭和 33 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの厚生年金保険被保険者期間及び 35 年 6 月 8 日から同年 9 月 1 日までの同期間については未請求となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっていることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。